

2014 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2015年1月

市場第一部・第二部編

ページ	新	旧
9 他	<p>(注2)申請直前事業年度の末日が<u>2014</u>年3月31日の場合、<u>2013</u>年4月1日となります。</p> <p>※例示している年を更新の上、和暦表記を西暦表記へと変更しております。</p> <p>※その他の箇所についても同様の修正を加えております。</p>	<p>(注2)申請直前事業年度の末日が<u>平成25</u>年3月31日の場合、<u>平成24</u>年4月1日となります。</p>
46	<p>上場承認日の前々日からさかのぼって1か月間の他市場における終値の最低価格(注1) 新規上場に係る一部銘柄への指定 <u>(注2)</u></p> <p>(注1)最低価格とは、～最低の価格をいいます。 <u>(注2)上場市場の変更にかかる一部銘柄への指定についても同様の取扱いとなります。</u></p>	<p>上場承認日の前々日からさかのぼって1か月間の他市場における終値の最低価格(注) 新規上場に係る一部銘柄への指定</p> <p>(注)最低価格とは、～最低の価格をいいます。 <u>(新設)</u></p>
128	<p>(注1)「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、(中略)をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。<u>また、契約社員についても、原則「役員又は従業員等」には該当しません。</u></p>	<p>(注1)「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、(中略)をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や<u>契約社員及び</u>入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。</p>
202	<p>企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める新規上場申請者<u>の場合</u></p>	<p>企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める新規上場申請者</p>

以上